

平成16年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(8) 組合制度 ④

— 全国中小企業団体中央会 —

(前号より)

第4問

次に掲げた文章のうち、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには 印を、誤っているものには×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい(全部に 印のみ、または×印のみをつけた場合には、無効回答とします。)

1. 事業協同組合は、総会において直接代表理事を選挙することはできない。
2. 員外役員は、理事、監事とも定数の3分の1未満でなければならない。
3. 総会の議事において、採決の結果可否同数のときは、議長に決定権が与えられる。
4. 理事会の議事は、理事の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。
5. 電磁的方法(電子メール)による議決権の行使は、定款に定めることにより、総会の議決のみならず、理事会の議決においても認められている。
6. 理事会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載するとともに、出欠のいかんにかかわらず理事全員が署名しなければならない。
7. 総代会では、組合の合併について議決することができるが、組合の解散については議決することができない。
8. 事業協同組合、企業組合及び協業組合は、株式会社、有限会社に組織変更することができる。
9. 組合役員の住所の変更は、行政庁に届け出る必要はない。
10. 組合の出資総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、期中に頻繁に変更があっても、主たる事務所においては年度末から4週間以内に1度行えば足りる。

平成17年9月25日

中小企業だより

第三種郵便物認可

[解答]

第4問

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	×		×		×	×		×	

(組合制度おわり。次号から組合運営)